

○ デジタル庁
総務省 令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第十条の二 法別表十四の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕六 略

第十条の十 法別表十九の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第三条の獣医師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 獣医師法による獣医師免許証に関する事務

三 獣医師法第八条第一項又は第二項の獣医師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四 獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）第三条第一項の獣医師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 獣医師法施行規則第五条の獣医師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十条の十一 法別表十九の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 略

第十条の十二 法別表十九の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕六 略

第十条の十三 法別表十九の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕六 略

第十五条の二 法別表二十三の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十六 略

第十五条の三 法別表二十三の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕八 略

第十五条の四 法別表二十三の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

第十五条の五 法別表二十三の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

第十条の二 法別表十四の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕六 同上

〔新設〕

第十条の十 法別表十九の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 同上

第十条の十一 法別表十九の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕六 同上

第十条の十二 法別表十九の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕六 同上

第十五条の二 法別表二十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十六 同上

第十五条の三 法別表二十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕八 同上

第十五条の四 法別表二十三の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 同上

第十五条の五 法別表二十三の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 同上

第十七条の二 法別表二十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
【一〇五 略】

第十七条の三 法別表二十五の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
【一〇六 略】

第十八条の二 法別表二十七の二の項の主務省令で定める事務のうち、経済産業大臣に係るものは、次のとおりとする。

一 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第三項の高压ガス製造保安責任者免状（同条第一項の甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状に限る。第四号において同じ。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 高压ガス保安法第三十条の高压ガス製造保安責任者免状又は高压ガス販売主任者免状の返納に関する事務

三 高压ガス保安法第三十一条第一項の高压ガス製造保安責任者試験（同法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は第一種冷凍機械責任者免状に係るものに限る。）の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

四 高压ガス保安法に基づく高压ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第二条第三号の高压ガス製造保安責任者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

2 法別表二十七の二の項の主務省令で定める事務のうち、都道府県知事に係るものは、次のとおりとする。

一 高压ガス保安法第二十九条第三項の高压ガス製造保安責任者免状（同条第一項の乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に限る。第四号において同じ。）若しくは高压ガス販売主任者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 高压ガス保安法第三十条の高压ガス製造保安責任者免状又は高压ガス販売主任者免状の返納に関する事務

三 高压ガス保安法第三十一条第一項の高压ガス製造保安責任者試験（同法第二十九条第一項の乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状に係るものに限る。）若しくは高压ガス販売主任者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

四 高压ガス保安法に基づく高压ガス製造保安責任者試験等に関する規則第二条第三号の高压ガス製造保安責任者免状若しくは同条第六号の高压ガス販売主任者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十七条の二 法別表二十五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
【一〇五 同上】

第十七条の三 法別表二十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
【一〇六 同上】

【新設】

第十八条の三 第十八条の六 「略」

第十八条の七 法別表三十一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

「一 略」

二 出入国管理及び難民認定法第十一条第一項の異議の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

三 出入国管理及び難民認定法第十二条第一項の許可に関する事務

四 八 「略」

第十九条の二 法別表三十二の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条の二第一項の耐空検査員の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 航空法による耐空検査員の証に関する事務

三 航空法第二十二条の航空従事者技能証明の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 航空法第二十九条の二第一項の航空従事者技能証明の限定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 航空法第三十条の航空従事者技能証明の取消し又は航空業務の停止に関する事務

六 航空法第七十一条の三第一項の操縦技能審査員の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 航空法による操縦技能審査員の証に関する事務

八 航空法第七十一条の三第四項の操縦技能審査員の業務の停止又は認定の取消しに関する事務

九 航空法第七十八条第一項の運航管理者技能検定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十 航空法第七十八条第四項において準用する同法第三十条の運航管理者技能検定の合格の取消し又は業務の停止に関する事務

十一 航空法第三百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十二 航空法第三百三十二条の五十一第三項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十三 航空法第三百三十二条の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明の限定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十四 航空法第三百三十二条の五十三の無人航空機操縦者技能証明の取消し又は効力の停止に関する事務

十五 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第十六条の九の二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十八条の二 第十八条の五 「同上」

第十八条の六 法別表三十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

「一 同上」

「新設」

「新設」

二 六 「同上」

「新設」

- 十六 航空法施行規則第十六条の十一の耐空検査員の認定の取消しに関する事務
- 十七 航空法施行規則第七十一条第一項の航空従事者技能証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 十八 航空法施行規則第七十二条の航空従事者技能証明書の返納に関する事務
- 十九 航空法施行規則第七十一条の二の運航管理者技能検定合格証明書の交付に関する事務
- 二十 航空法施行規則第二百三十六条の六十六第一項又は第二百三十六条の六十七第一項の無人航空機操縦者技能証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二十一 航空法施行規則第二百三十六条の六十八の無人航空機操縦者技能証明書の返納に関する事務

第十九条の三 「略」

第十九条の四 法別表三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項の酒類の製造免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 酒税法第八条の酒母若しくはもろみの製造免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 酒税法第九条第一項の酒類の販売免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 酒税法第十二条（同法第十三条において準用する場合を含む。）の酒類の製造免許又は酒母若しくはもろみの製造免許の取消しに関する事務
- 五 酒税法第十四条の酒類の販売免許の取消しに関する事務
- 六 酒税法第十六条第一項の酒類、酒母若しくはもろみの製造場若しくは酒類の販売場の移転の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 酒税法第十七条第一項の酒類の製造免許若しくは酒母若しくはもろみの製造免許若しくは同条第二項の酒類の販売免許の取消しの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 酒税法第十八条の販売場を設けていない酒類販売業者の住所の移転の申告の受理又はその申告に係る事実についての審査に関する事務
- 九 酒税法第十九条第一項の酒類製造者、酒母等の製造者若しくは酒類販売業者の相続若しくは事業譲渡の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- 十 酒税法第二十条第一項の酒類の製造若しくは販売の継続、同条第二項の酒母若しくはもろみの製造の継続若しくは同条第三項の酒類の販売の継続の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十九条の二

「同上」

「新設」

第二十二條の四 法別表三十九の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇六 略〕

第二十七條の二 法別表五十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第二項の電気工事士免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 電気工事士法第四条第三項第二号若しくは第四項第三号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第四条第一項の電気工事士免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 電気工事士法施行令第五条の電気工事士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十七條の三 法別表五十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 電気工事士法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 電気工事士法第四条の二第三項若しくは第四項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第九条の四第一項の特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 電気工事士法施行規則第九条の五第一項の特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十七條の四 法別表五十三の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇六 略〕

第二十七條の五 〔略〕

第三十條 法別表五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

- 六 酒税法又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九條による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務

〔七〇三十八 略〕

第二十二條の四 法別表三十九の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇六 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

第二十七條の二 法別表五十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇六 同上〕

第二十七條の三 〔同上〕

第三十條 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

- 六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九條による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務

〔七〇三十八 同上〕

第三十二条の二 法別表六十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十一条第一項の中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 中小企業支援法による中小企業診断士登録証に関する事務

三 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）

第九條第二項において准用する同令第三條第一項の中小企業診断士の更新登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十一條第一項の中小企業の経営診断の業務に従事することを休止する旨の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十二條第一項の中小企業の経営診断の業務に従事することを再開する旨の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三條第一項の中小企業診断士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

七 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五條第一項第三号若しくは第二項の中小企業診断士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十六條第一項の中小企業診断士の再登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第三十八条の二 法別表六十七の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四條第二項の主任技術者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第五條第一項の主任技術者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十三條の二の二 法別表七十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十八條の四第一項の液化石油ガス設備士免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八條の四第二項第三号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第四項の液化石油ガス設備士免状の返納に関する事務

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の五第一項の液化石油ガス設備士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第九十七条第一項の液化石油ガス設備士免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第九十八条第一項の液化石油ガス設備士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十三條の二の三 法別表七十六の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〜三 略】

第四十三條の二の四 第四十三條の二の九

【略】

第四十六條の二の六 法別表九十一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項の計量士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 計量法第二百二十三條の計量士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

三 計量法第二百二十五條の計量士国家試験の願書の受理、その願書に係る事実についての審査又はその願書に対する応答に関する事務

四 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第三十条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその審査に対する応答に関する事務

五 計量法施行令第三十一条の計量士資格認定証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 計量法施行令第三十五条の計量士登録証の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 計量法施行令第三十六条の計量士登録証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第六十八条の計量士国家試験の合格証書の授与に関する事務

九 計量法施行規則第六十八條の二第一項の計量士国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第五十二條の二 法別表百五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第九条の弁理士試験の受験願書の受理、その受験

第四十三條の二の二 法別表七十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〜三 同上】

第四十三條の二の三 第四十三條の二の八

【同上】

【新設】

【新設】

<p>願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務</p> <p>二 弁理士法第十一条の試験の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>三 弁理士法第十三条の合格証書の授与に関する事務</p> <p>四 弁理士法第十四条第一項の弁理士試験の合格の決定の取消し又はその試験を受けることの禁止に関する事務</p> <p>五 弁理士法第十五条第一項の受験手数料の納付に関する事務</p>	
<p>第五十二条の三、第五十二条の六 〔略〕</p> <p>第五十八条 法別表百十五の二の項の主務省令で定める事務は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第六十二条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導に関する事務とする。</p>	<p>第五十二条の二、第五十二条の五 〔同上〕</p> <p>第五十八条 削除</p>
<p>第五十八条の二 法別表百十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十五条第一項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）による避難住民及び武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害による被災者の救援の実施に関する事務</p> <p>二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五十九条第二項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の実費の弁償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第五十八条の三 法別表百十五の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十四条第一項（同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の収集に関する事務</p> <p>二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の提供に関する事務</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第五十八条の四 法別表百十五の五の項の主務省令で定める事務は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第六十条第一項又は第二項（これらの規定を同法第百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の損害の補償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

第二条 法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
三十四の二 都道府県教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による教育職員の免許に関する事務であつて第三十六条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十六条の二で定めるもの
三十四の三 農林水産大臣	獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）による獣医師の免許に関する事務であつて第三十六条の三で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十六条の三で定めるもの
五十五の二 法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であつて五十七条の二で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 法務大臣	医療保険給付関係情報であつて五十七条の二で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であつて五十七条の二で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは	年金給付関係情報であるもの

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
三十四の二 都道府県教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による教育職員の免許に関する事務であつて第三十六条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十六条の二で定めるもの
五十五の二 法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であつて五十七条の二で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 法務大臣	医療保険給付関係情報であつて五十七条の二で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であつて五十七条の二で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは	年金給付関係情報であるもの

<p>八十七の二 産業大臣 経済</p>	<p>八十七 市町村長</p>	<p>五十五の三 国土 交通大臣</p>
<p>中小企業支援法（昭和三十 八年法律第四百十七 号）による中小企業の経 営診断の業務に従事する 者の登録に関する事務で あって第八十九条の二で 定めるもの</p>	<p>老人福祉法による費用の 徴収に関する事務であつ て第八十九条で定めるも の</p>	<p>航空法（昭和二十七年法 律第二百三十一号）によ る耐空検査員の認定、航 空従事者技能証明書の交 付、操縦技能審査員の認 定又は運航管理者技能検 定の実施に関する事務で あって第五十七条の三で 定めるもの</p>
<p>法務大臣</p>	<p>市町村長 都道府県知事等</p>	<p>は日本年金機構又は 共済組合等 法務大臣</p>
<p>戸籍関係情報であつて 第八十九条の二で定め るもの</p>	<p>厚生労働大臣若しく は日本年金機構又は 共済組合等 厚生労働大臣 失業等給付関係情報で あって第八十九条で定 めるもの</p>	<p>あつて五十七条の二で 定めるもの 戸籍関係情報であつて 第五十七条の三で定め るもの</p>

<p>八十七 市町村長</p>	<p>老人福祉法による費用の 徴収に関する事務であつ て第八十九条で定めるも の</p>	<p>「同上」</p>
<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>「同上」</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>厚生労働大臣若しく は日本年金機構又は 共済組合等 厚生労働大臣</p>	<p>は日本年金機構又は 共済組合等</p>
<p>失業等給付関係情報で あって第八十九条で定 めるもの</p>	<p>年金給付関係情報で あって第八十九条で定 めるもの</p>	<p>あつて五十七条の二で 定めるもの</p>

九十三 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であつて第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	労働者災害補償関係情報であつて第九十五条で定めるもの
九十三の二 経済産業大臣	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による主任技術者免状の交付に関する事務であつて第九十五条の二で定めるもの	法務大臣 基金 地方公務員災害補償	戸籍関係情報であつて第九十五条の二で定めるもの
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

第三十六條の三

第二條の表三十四の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 獣医師法第三條の獣医師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）第三條第一項の獣医師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 三 獣医師法施行規則第五條の獣医師の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
- 四 獣医師法施行規則第八條第一項の獣医師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第五十七條の三

第二條の表五十五の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 航空法第十條の二第一項の航空検査員の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 航空法第二十二條の航空従事者技能証明の申請に係る事実についての審査に関する事務

九十三 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であつて第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	労働者災害補償関係情報であつて第九十五条で定めるもの
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>三 航空法第七十一条の三第一項の操縦技能審査員の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>四 航空法第七十八条第一項の運航管理者技能検定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>五 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第七十一条第一項の航空従事者技能証明書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>第八十九条の二 第二条の表八十七の二の項で定める事務は、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第十五条第二項の中小企業診断士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表八十七の二の項で定める情報は、当該申請に係る者に係る戸籍関係情報とする。</p> <p>第九十五条の二 第二条の表九十三の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 電気事業法第四十四条第二項の主任技術者免状の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>二 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第五条第一項の主任技術者免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
---	-------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。